

銀行のカード犯罪・被害に預金者保護のルール確立を求める意見書

全国銀行協会は、偽造キャッシュカードの使用による被害について、預金者側に重大な過失がなければ銀行が原則補償し、過失の立証は銀行の責任とする方向で約款を改定する方針を示した。

しかし、約款の改定のみによる対応では、各銀行や事件によって補償内容に格差が生じ、不十分な対応に終わる恐れがある。

また世界の主要国では、大半の金融機関が、カードの偽造による被害のみならず、盗難及び紛失による被害についても補償しており、日本でも、銀行が預金者を救済する制度を確立することが望ましいと考えられる。

よって、国会及び政府においては、カード犯罪により被害を受けた預金者を保護するための法制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)6月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、金融庁長官

(提出者) 全議員